

岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、犯罪のない安全で安心な岡山県づくりを推進し、強盗や窃盗等のほか、子どもや高齢者等を狙った犯罪等の防止を図り、もって犯罪の起きにくい社会環境を整備するため、予算の範囲内において住民団体による防犯カメラ設置に係る補助金を交付することとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「防犯カメラ」とは、以下に掲げる全ての要件を満たすカメラ設備をいう。

ア 不特定多数の人を撮影するため、継続的に設置され、個人の識別が可能な画像を撮影するカメラ

イ 犯罪の防止を目的に設置されたカメラ

ウ 画像等(画像と一体的に記録された音声を含む。)を記録用媒体に保存するカメラ

(2) 「住民団体」とは、町内会、自治会、商店街組合その他の地域的な共同活動を行う団体で、以下に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。

ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。

イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。

ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。

エ 規約、代表者等を定めていること。

(3) 「設置者」とは、住民団体をいう。

(4) 「補助対象者」とは、市町村をいう。

(補助対象経費)

第3条 設置者が負担する、新たな防犯カメラの購入及び当該カメラの設置工事等に要する以下に掲げる経費のうち、補助対象者が負担した費用の一部を補助する。

(1) 防犯カメラ及び録画装置等、防犯カメラと一体として機能する機器の購入費

(2) 専用ポール等機器の設置工事費

(3) ケーブル設置工事費

(4) 防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

(5) その他、設置に必要な経費

(撮影場所)

第4条 不特定多数の人が利用する、道路、公園、駐車場、駐輪場等を、犯罪の防止の目的で撮影するものであること。

ただし、補助事業の趣旨に鑑み、鉄道駅の構内、商業施設内、出入りが管理されている駐車場・駐輪場等を撮影するものは含まない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費のうち補助対象者が負担する額に、別表に掲げる補助率を乗じて得た額と上限額を比較して、いずれか低い額の範囲内とする。

ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 県・市町村以外の財源を活用する場合は、その額を補助対象経費から控除する。

(補助金交付の要件)

第6条 補助対象者への補助金交付の要件を、以下に掲げるとおりとする。

(1) 設置場所・条件に応じて、防犯カメラが十分な性能を有すること。

(2) 平成25年3月に岡山県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿って、管理・運用がなされること。

(補助金交付の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書(様式第1号)

ただし、次の書類(写し)を添付すること。

ア 住民団体が補助対象者に提出した交付申請書及び所要額調書

イ 防犯カメラの購入に要する費用の見積書

ウ 防犯カメラの設置工事に要する費用の見積書

エ 設置する防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等

オ 防犯カメラを設置する場所の現況写真

カ 防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図

(2) 防犯カメラ管理・運用規程(案)

ただし、個人のプライバシーに十分配慮した取扱、画像等の適正な管理を行うため、次に掲げる事項が規定されていること。

ア 設置目的の設定と目的外利用の禁止

イ 設置場所、撮影範囲

ウ 防犯カメラを設置している旨の表示

エ 管理責任者の指定、操作取扱者の指定

オ 設置者等の責務

カ 撮影された画像等の適正な管理

キ 撮影された画像等の提供の制限

ク 秘密の保持

ケ 保守点検等

コ 問い合わせ・苦情等への対応

(3) 市町村の補助金交付要綱等、補助対象経費や市町村の負担額等が分かる書類

(4) 令和6年度より補助率又は補助上限を引き上げた市町村は、前号に加え、令和6年度の補助金交付要綱等

(5) その他、知事が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第8条 知事は、前条の補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

3 知事は、第1項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(決定等の通知)

第9条 知事は、補助金交付の決定をしたときは、岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前条第1項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めたときは、岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、交付決定前に事業を開始する場合は、以下の条件を全て承諾しなければならない。

(1) 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。

(2) 補助金交付決定前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること。

(3) 補助金交付決定額については、補助上限に達しない場合があること。

(申請の取下げ制限)

第10条 補助対象者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の決定を受けた日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更時の承認申請)

第11条 補助対象者は、規則第10条の規定により、補助金の決定の通知を受けた事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は当該事業を中止若しくは廃止しようとするときは、岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る審査等により適当であると認められた場合、申請を受理した日から起算して14日以内に、岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書(様式第5号)により通知

するものとする。

3 規則第 10 条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更とは、100 分の 20 未満の補助対象経費の減とする。

(指示申請書)

第 12 条 補助対象者は、規則第 12 条第 2 項の規定により知事の指示を求める場合は、指示申請書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、次に掲げる書類を補助事業の完了の日（補助金交付決定の前に補助事業が完了している場合は補助金交付決定の日）から起算して 14 日以内又は、令和 9 年 2 月 27 日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業実績報告書（様式第 7 号）

ただし、次の書類（写し）を添付すること。

ア 防犯カメラの設置に係る契約書又は請書

イ 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書

ウ 防犯カメラ設置費用の支出に係る証拠書類

エ 防犯カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置、設置表示看板等の写真）

オ 防犯カメラ管理・運用規程

(2) 支払命令書等、住民団体に補助金を交付したことが分かる書類

(補助金額の確定)

第 14 条 知事は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、規則第 14 条の規定による補助金額の確定後、岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金確定通知書（様式第 8 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第 15 条 補助対象者は、前条に規定する補助金確定通知書を受けたときは、岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金交付請求書（様式第 9 号）により、速やかに知事に補助金の交付を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、速やかにその内容を審査し、相当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の承認)

第 16 条 補助によって取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するためには、規則第 20 条の規定により財産処分承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事の承認を受けて、前項の財産を処分等することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 3 補助事業により取得した財産は、規則第 20 条の規定に基づき処分を制限され、規則第 20 条ただし書の規定により知事が定める期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の例により 6 年とする。

（補助金の返還）

第 17 条 知事は、補助対象者が補助金の交付の決定内容若しくはこれに付された条件又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは、当該交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を、岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金返還通知書（様式第 11 号）により返還を命ずることができる。

（関係書類の整備）

第 18 条 設置者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（画像情報の提供）

第 19 条 設置者は、警察による犯罪捜査等のため、防犯カメラの画像の提供を求められた場合、ガイドラインに沿って適切に対応するものとする。

（報告及び検査等）

第 20 条 知事は、必要があると認める場合は、補助対象者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは質問させることができる。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表

(第5条関係)

補 助 率	補助上限
市町村が負担した補助対象経費の3分の1以内 ただし、令和6年度より補助率又は補助上限を引き上げた市町村及び令和7年度以降に新たに住民団体への補助制度を設けた市町村については、市町村が負担した補助対象経費の2分の1以内	防犯カメラ1台 あたり15万円